

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第15号

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例(平成 17 年浜田市条例第 278 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を図るとともに、その」を「並びに」に、「図り、もって地域社会福祉の向上」を「図るとともに、地域活動の活性化を支援し、もって地域社会福祉の推進」に改める。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 地域活動支援事業

第 7 条中「午後 5 時 30 分」を「午後 9 時」に改める。

第 9 条に次の 1 号を加える。

(4) 地域活動支援事業 午前 8 時 30 分から午後 9 時まで

第 10 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 地域活動支援事業 地域活動を行う団体又は個人

第 11 条第 3 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 営利を目的に利用するとき。

第 15 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

第 3 条第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号に規定する事業における施設の利用料金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) デイサービス事業 介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

(2) 居住事業 1 人につき 1 月当たり 1 万円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

ア 夫婦で利用する場合 当該夫婦のいずれか一方について 1 月当たり 5,000 円（当該夫婦で利用する期間に限る。）

イ 月の中途において利用を開始し、又は中止する場合 1 月当たりの利用料金の額に当該月の実利用日数（当該利用を開始し、又は中止する日を含む。）を乗じて得た額を、当該月の実日数で除して得た額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て

た額)

(3) 交流事業 無料

(4) その他目的達成のために必要な事業 無料

- 2 第3条第4号に規定する事業における施設の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(浜田市山村開発センター条例の一部改正)

- 3 浜田市山村開発センター条例（平成17年浜田市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表全館の項及び調理実習台の項を削る。

別表（第 15 条関係）

種別	利用料金の上限額
多目的ホール	1 時間につき 660 円
会議室 A 兼会議室 B	1 時間につき 660 円
会議室 C	1 時間につき 660 円
調理実習室	1 時間につき 390 円
その他の部屋（1 室につき）	1 時間につき 260 円

備考 利用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなして算定する。